

知っ得

情報ボックス

行政相談所を開設

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて苦情や要望はありませんか。行政相談委員は、行政サービスに関する相談や行政の仕組みなどに関する相談を受け付け、相談者へ助言したり関係機関への橋渡しをするのが主な仕事です。相談は無料で秘密は厳守されます。

○日時

5月14日(木)

午前9時～正午

○場所

町開発総合センター

○行政相談委員

下平 隆康氏(矢堂)

清原 郁美氏(平尾中南)

◎問い合わせ先

役場総務課

☎(86) 1111 「代表」

子ども医療費の年齢拡大

町では、子ども医療費助成制度の変更に伴い、対象者が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大されます。登録が無ければ、受給者証による診療を受けられなくなる

場合があります。病院などを受診されるかたは早急に申請してください。

○対象者

平成9年4月2日から平成11年4月1日生まれのかた

○申請に必要なもの

登録申請書、対象となる子どもの保険証、通帳(保護者のもの)、印鑑

※進学などで転出している場合は、別居監護等申立書と在学証明書または学生証の写しが必要となります。

◎提出先および問い合わせ先

役場町民福祉課児童福祉係

☎(86) 1157 「直通」

国民健康保険税の賦課限度額の見直し

平成27年度から、国民健康保険税の賦課限度額と低所得者層に係る国民健康保険料の軽減判定所得が見直されました。

「賦課限度額(改正後)」

○基礎賦課額 52万円

○後期高齢者支援金等賦課額 17万円

○介護納付金賦課額 16万円

「軽減判定所得(改正後)」

○5割軽減基準額

基礎控除額(33万円) + 26万円×(被保険者数)

○2割軽減基準額

基礎控除額(33万円) + 47万円×(被保険者数)

◎問い合わせ先

役場税務課国民健康保険税係

☎(86) 1172 「直通」

二輪車に係る軽自動車税の引き上げ1年延期に

軽自動車税の改正について、広報長島平成26年11月号でお知らせしましたが、地方税法の改正に伴い、税額引上げが平成28年4月1日に延期になりました。その他の軽自動車税についても、平成28年度から新税率が適用されます。

◎問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係

☎(86) 1172 「直通」

平成27年度は固定資産の評価替えの年

土地と家屋に対する固定資産税の基本となる評価額は、

固定資産の持つ適正な時価を求めするため、3年毎に評価額を見直します。平成27年度はその基準年度です。今年度の賦課期日(平成27年1月1日)現在において、土地および家屋について評価替えが行われます。平成28、29年度は原則として新たな評価を行わず据え置きとなります。償却資産は、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応じて評価しますので、毎年評価額が下がります(下限は取得価額の5%)。平成27年1月1日現在で登録されている町内の土地および家屋の縦覧を、実施しています。平成26年中に土地の異動や、家屋を新築・増築された人は早めに関覧してください。代理人が課税台帳を閲覧される場合は、委任状が必要となります。

○縦覧・閲覧期間
4月1日(水)～6月1日(月)

○場所

役場税務課

指江庁舎総合管理課

○持参するもの
印鑑